

平成 25 年 2 月 4 日

内閣府特命担当大臣（防災）
古 屋 圭 司 様

全国知事会危機管理・防災特別委員会
委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

災害対策法制等の見直しに関する要望について

東日本大震災では、大規模な地震・津波による大規模広域災害と福島第一原子力発電所事故による原子力複合災害への対応が求められました。

しかし、従来の災害対策法制等では、様々な規制や制約がある上、国、地方、民間等の役割が明確になっておらず、国全体で効果的な対応ができなかったと認識しております。

大規模・広域・複合災害への対応は、地方自治体の域を超えた重要な国家的課題であり、次のとおり災害対策法制等の見直しを要望します。

記

- 1 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）の発生を想定した国と地方の役割のあり方について検討し、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限、財政負担等の役割分担も含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。
- 2 見直しに際しては、次の点に留意し、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系を構築すること。
 - ア 地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それで対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること
 - イ 既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること
 - ウ 国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること
- 3 上記のほか、災害対策法制等の見直しの第二弾で反映できない事項については、引き続き、第三弾の見直しを検討すること。